

令和6年3月吉日

職員各位

社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会
理事長 稲垣 敬三

障害福祉サービスにおける福祉・介護職員処遇改善加算、ベースアップ等支援加算の算定とこれに伴う処遇改善の内容について（計画）

「福祉・介護職員等処遇改善加算」および「ベースアップ等支援加算」について、令和6年度（4月5月）、対象事業所の全てでこれを取得することとし、これらに伴う職員への処遇改善等の内容について、下記の通りといたします。

なお、令和6年6月以降は報酬改定で処遇改善手当の仕組みが変更になるため、改めてお知らせします。

記

1. 算定する加算の区分
甲：福祉・介護職員等処遇改善加算
乙：ベースアップ等支援加算

2. 令和6年度の加算見込み総額
甲：約 7,344,546円
乙：約 2,041,744円

※障害福祉サービスにおける処遇改善加算・ベースアップ等支援加算（令和6年4月～令和6年5月算定分）として法人に入る総額の予測

3. 賃金改善の内容

(1) 対象事業所

施設入所支援・短期入所・生活介護・就労支援事業B型・居宅介護/重度訪問介護・共同生活援助等

(2) 改善方法

処遇改善加算、ベースアップ等支援加算による賃金改善

対象事業所の、生活支援員、職業指導員、就労支援員、指導員、サービス提供責任者、世話人、事務員等の対象者に下記の改善を継続する。

- ・令和3年度以降の基本給の昇給額とそれに伴い増額となる賞与の支給額
- ・パート職員、ヘルパーの時給を増額、パート職員の賞与

(3) その他

令和5年度から、資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導のため研修計画を策定するとともに、職員の能力評価を行い昇任の参考とするため、人事考課面談を実施する。

また、資格取得のための支援として、国家資格受験日の休暇について配慮する。
在職1年以上の職員については、事業所で国家資格合格後の登録料を負担する。

4. 令和6年度4～5月の賃金改善見込み総額は、
加算総額9,267,034円を上回るようにする。

5. 問い合わせ等

本内容についての問い合わせ先：センター長

以上